

令和8年5月27日
北沢総合支所保健福祉センター
健康づくり課

料金後納郵便料の支払い手続き遅延の発生について

1 事故の概要

(1) 判明日

令和8年5月13日

(2) 相手方

日本郵便株式会社

(3) 事故内容

北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課より発送する郵便物について、郵便料金を後納支払いとしている。相手方から令和8年4月6日付で令和8年3月分の請求書が送付され、4月30日が支払い期限になっていたところ、担当職員が支払処理を行っていなかったことが5月13日に判明した。

2 事故の対応

事故判明後、令和8年3月分請求額（136,680円）について、5月13日に相手方への支払いを完了し、5月18日に相手方へ着金したことを確認した。

支払期日を経過しても支払いを完了していない場合、支払期日の翌日から相手方が着金を確認した前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額が延滞利息として請求される。

以上のことから、5月1日から5月17日までの17日間における賠償金923円の支払いを予定している。

3 事故発生の原因

請求書を受領した担当職員が支出処理を行おうとした際、窓口対応にあたったため処理を中断した。その後、中断していた支出処理を行うことを失念し、令和8年5月に例月の財務処理の点検をしたところ、支払処理がされていなかったことが判明した。

4 今後の再発防止

改めて課内の職員に対して、会計処理の遅延による影響を十分認識させ、確実な事務処理を行うよう指示した。

支払処理を行う際は請求から支払処理までの共有を行うこととし、請求書の受領から支払処理までを進捗管理できるよう、確認を徹底する。